

平成27年度労働委員会事務事業評価実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、労働委員会が行う平成27年度事務事業評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成27年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、事務事業評価（以下「評価」という。）のみを実施する。
- (2) 実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。
- (3) 事務事業の評価に当たっては、「当面（H26～27）の行財政改革の取組み」を踏まえ、中長期の視点に立ち、道の事務事業の効果的かつ効率的な執行を図る視点から点検、検証の上、必要な見直しを行い、今後の方向性を整理する。なお、評価結果を踏まえて、事務事業の再構築を図るとともに、限られた行財政資源の有効活用により、道民ニーズへの適切な対応や持続可能な行財政基盤の構築を図るものとする。

3 評価の対象

平成27年8月1日現在で平成27年度予算に計上されている事業とする。

4 評価の単位

原則として予算事業（平成27年度北海道予算に関する説明書の説明欄に記載の事業）とするが、当該単位によることが適当でない場合は、必要に応じて分割又は統合することができる。

5 評価の視点

- (1) 国、市町村、民間との役割分担の明確化（道が実施することが妥当か）
 - (2) 事務事業の有効性（事務事業の執行が、施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目的達成のために効果的かなど）
 - (3) 民間能力の活用（民間委託や民間ノウハウを活用すべき事務事業ではないか）
 - (4) 事務事業の対象・手段
 - ア 事業コスト（事務事業コストのさらなる削減）
 - イ 対象・手段（事務事業の対象や手段の改善）
 - (5) 執行体制の見直し
 - ア 執行体制の簡素・効率化
 - イ 関連事務との集約化・一元化
 - (6) 事務事業の必要性（社会的ニーズに適合しているか）
 - (7) 事務事業の緊急性・優先性
 - ア 緊急性（事務事業に緊急性はあるか）
 - イ 優先性（限られた経営資源の中で優先的に取り組む必要があるか）
 - (8) 事務事業の休廃止（事務事業の休廃止は可能か）
 - (9) 効果的・効率的な予算執行（予算が効果的・効率的に執行されているか）
- なお、評価の実施に当たっては、全庁的な重要課題の対応についても留意するものとする。

6 評価の時点及び評価の基準日

評価の時点は中間評価とし、平成27年8月1日を評価の基準日とする。

7 評価の実施方法

事務局総務審査課は、知事が定めるマニュアルを活用して次の調書等を作成し、8月31日までに総務部行政改革局行政改革課に提出する。

ア 事務事業評価調書

8 外部意見の反映

労働委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

労働委員会は、評価の結果については、予算要求、組織機構改正、事務事業の見直し等の事務改善などに反映させるものとする。

10 評価に関する情報の公表

労働委員会は、評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、縦覧及び配布用資料の配付を行うものとする。

11 政策評価の充実

労働委員会は、政策評価に関する研修機会の確保や知事が定める評価実施マニュアルの活用など政策評価に従事する職員の資質の向上に努めるものとする。

12 道民参加の推進

(1) 労働委員会は、評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。

(2) 労働委員会は、道民の意見の政策評価への反映状況について、適時に公表する。

13 留意事項

(1) 評価調書の記載にあたっては、道民に対して公開することを念頭に置いて、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めることとする。

(2) 評価にあたっては、知事が行う政策評価の視点を念頭に置いて行うこととする。

14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。